## 「国が実施する統計調査に関する提案募集」

(2023年8月4日公表分)

No	調査名	提案内容	担当府省	対応方策
	世帯) 品目別都道府県庁所在	総務省統計局「家計調査(二人以上の世帯)品目別都道府県庁所在市及び政令指定都市(※) ランキング」 (https://www.stat.go.jp/data/kakei/5.html) の調査対象を都道府県庁所在市及び政令指定都市に限らず、全国全ての市町村に広げていただきたくお願い申し上げます。	総務省	家計調査の結果を御利用いただき、ありがとうございます。 家計調査では全国から約8千の二人以上の世帯を調査しており、このうち一定数の世帯を都道府県庁 所在市及び政令指定都市において調査することで、品目別のランキングを公表できています。御提案 いただいた当該ランキングの対象地域の拡大のためには、これらの市以外の市町村について、標本規 模を拡大する必要があります。 一方で、家計調査は、毎日の収入・支出を品目ごとに詳細に家計簿に記録いただくことが必要な調査 であり、調査世帯の皆様の負担や毎月の公表スケジュール維持などの観点から、標本規模の拡大は困 難であることを御理解いただきますようお願い申し上げます。

No	)23年10月5日公表分) 調査名	提案内容	担当府省	対応方策
	2 大人の発達障害	大人の発達障害についての国レベルでの調査を知りたいです。 発達障害で調べると放課後デイとか療育とか、子どもの発達障害について しかヒットしません。 ・大人の発達障害の具体的な人数 ・大人になってから診断された人の生活実態 ・大人の発達障害の人が世の中でどの位生きにくいのか? ・子供の頃に療育受けて大人に成長した人の生きづらさの追跡調査 などを具体的に知りたいです。	厚生労働省	ご提案いただいた内容について、関連の調査から以下のようなことが分かりますので、参考にしていただければと考えます。 「平成28年生活のしづらさなどに関する調査」の第3表(下記URLよりご参照ください)において、年齢階級別に発達障害と診断された者の数(推計値)を公表しておりますので、階級ごとの人数を足し上げることでご提案の「大人の発達障害の具体的な人数」に類似の数値をご覧いただけます。平成28年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)結果 https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/seikatsu_chousa_c_h28.pdf  また、「平成28年生活のしづらさなどに関する調査」では、以下のとおり、他にも発達障害と診断された者についての統計表がございます。 ・第4表 発達障害と診断された者の数、高次脳機能障害と診断された者の数及び難病と診断された者の数(推計値)、性・障害者手帳の所持状況別・第82表 発達障害と診断された者、日常生活上の支援として福祉サービスをどの程度利用したいか別・第83表 発達障害と診断された者、1週間当たりの福祉サービスの利用希望時間別・第84表 発達障害と診断された者、1週間当たりの福祉サービスの利用希望時間別・第64表 発達障害と診断された者、日中の過ごし方の状況(複数回答)別  なお、「生活のしづらさなどに関する調査」は令和4年にも実施しており、令和6年度公表予定となっております。 そのほか、「障害者雇用実態調査」では、雇用分野における発達障害者に係る統計を公表しておりますので、下記URLよりご参照ください。平成30年度障害者雇用実態調査結果 https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/000521376.pdf ・P19~23「4 発達障害者の雇用について」 ・P24~27、29、30、32~33「5 障害者雇用上の課題及び配慮について」 ・P34~36「6 今後の障害者雇用の方針について」

# (2024年2月19日公表分)

No	調査名	提案内容	担当府省	対応方策
3	匿名データの教育利用 に関する推進について	大学等において、データサイエンス教育の充実が求められているところ、政府の統計調査結果の匿名データを利用した教育が推進されると、実際の社会課題を意識しながら、統計的機械学習などの手法も活用しなが済度として、滋賀大学では取り組んでいるところです。 しかいた 決演習によいるデータ利用環境については、制約が多く、私の知る限り、まかながら、できませんし、派遣できている大学院生を対象としたオンライン教育にも利用できませんし、派遣できている大学院利用上の制約があるのは当然ですが、政府がプロトタイプとなる教育環境を示しいにと考とのようにしてするようにしいたと考と思います。せめて学内のクラウドサーバ上でデータ利用できるようにといにと考と思います。せめてデータについては、研究利用については議論が盛ん環境を請していただけけると助かります。	総務省	統計法においては、調査票情報を匿名処理した匿名データについて、学術研究の発展に資すると認める場合その他の一定程度の公益性が認められる統計の作成又は統計的研究を行う場合に、一般からの求めに応じて提供することができるとされております。このうち、統計法施行規則第35条第1項第2号の規定により、「教育の発展に資すると認められる統計の作成等」についても、同号に掲げる要件の全てを満たすことで、匿名データの提供を受けることができます。また、匿名データの提供を受ける場合、統計法第42条第2項(適正な管理)及び第43条第2項(目的外の利用及び提供の禁止)の規定による義務が課せられております。これは、匿名データが、秘密保護のための加工が施されているとはいえ、統計制度に対する国民の不安を招かないようにするために一定の要件を科しているものであり、ご理解をいただけますと幸いです。なお、統計センターでは、総務省統計局から委託を受け、統計演習など教育用に利用可能な一般用ミクロデータの無償提供を行っていますので、適宜ご利用ください。https://www.nstac.go.jp/use/archives/ippan-microdata/

## (2024年8月7日公表分)

No	調査名	提案内容	担当府省	対応方策
4	賃金改定状況調査	私ども中小企業の経営者は日々仕入、日常の経費の削減に努めいかにリスクを減らそうかと努力をしいいるのに、お役所の方はそういうことに全く関心が無いようです。この調査票もインターネットで回答出来ると言いながらエクセルの正規品でなければ回答出来ませんと。私たちのようないな本事業所は少しでも経費削減を目指し利益を上げようと努力しています。エクセルにしても正規品は30,000円以上もする高額ソフトです、とても手が出ません。そのため仕方なく互換製品を使用して事務を行っています。そういった事業所の事も考えず正規品で送れとは役人根性丸出しであきれ果ててしまいます。忙しい時間をさいて協力しているのに少しは考え直して下さい。互換も使用出来るよう願います。	総務省・厚生労働省	賃金改定状況調査に御協力いただきありがとうございます。 政府統計オンライン調査総合窓口で扱う電子調査票においては、調査回答者の個人情報など機密性の高い情報を入力いただくことから、十分なセキュリティを確保する必要がございます。 それを踏まえ、電子調査票を扱うソフトについては、セキュリティサポート等が担保されている製品を推奨環境としており、十分なセキュリティサポート等の担保がないソフトについては、機密情報を扱う政府のオンラインシステムとして、推奨環境としていないことをご理解いただけますと幸いです。 なお、互換ソフトの利用に直接関係する内容ではなく恐縮ですが、賃金改定状況調査では、オンラインでの回答のほか、紙媒体の調査票の回答も承っており、いずれか可能な方法での御協力をお願いしているところです。 誠にお手数とは存じますが、国の統計調査の対象となった場合には、今後とも御協力いただきますよう何卒お願い申し上げます。

### (2024年9月13日公表分)

No	調査名     提案内容	担当府省	対応方策
!	米国在住です。仕事で駐在員の生活立ち上げなど多くの日系企業人事との交流があります。2018年頃まであった、在留邦人数が市町村別に発表されていたデータ(詳細版)が、非常に有用でしたが近年アップデートがなく因っております。集計が大変かと想像に難くないですが、日系企業駐在員が居住地を選定する際や、企業や日系のレストランや食料品店が進出先の検討の際に非常に参考になる情報でした。多くの日系企業の人事も使用していたが直近のデータが無いと嘆いております。毎年でなくてもいいので是非、復活をご検討ください。よろしくお願いいたします。	外務省	海外在留邦人数調査統計をご利用くださりありがとうございます。 本統計では、海外在留邦人数の国(地域)別の統計(長期滞在者と永住者の別を含む)のほか、都市 別在留邦人数推計上位50位の推移の統計も掲載しております。 なお、地域によっては安全対策上の支障が生じるおそれがある等の理由から、現在これ以上の詳細な統計は公表しておりません。

#### (2025年11月7日公表分)

No	5年11月/日公表分) 調査名	提案内容	担当府省	対応方策
6	国勢調査	今年で3回目の調査員をしている者です。今まで調査して気付いた点を述べさせて頂きます。 ・どこの家でも近年は警戒心が強く、ドアを開けて応対してくれません。・表札が無いので氏名を尋ねても答えてくれません。・国勢調査なので回答する義務があると伝えても拒否されます。・留守なのか空き家なのかもはっきりしません。・管理会社や貸主に連絡してはならないと言われましたが、何故でしょうか?アパート、マンションが多いので管理会社などに調査義務を負わせれば、調査員の負担も改善されると思います。・今回貸与されたパッグは使いにくいこと甚だしい。・もう少し調査員の立場に立って運営方法を考えて欲しい。・このままでは、調査員がいなくなって国勢調査が出来なくなりますよ。	総務省	この度は、令和7年国勢調査の調査員として調査活動に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。 国勢調査は、我が国における全ての人・世帯の実態を把握するために実施する最も重要な統計調査であり、調査員が各世帯を実地に訪問し、調査時点における居住状況を確認した上で調査書類を配布する必要があり、調査員の皆様には御負担をお掛けしているところです。 その上で、今回の調査では、オートロックマンションや単身・共働き・外国人世帯の増加、調査員の高齢化・なり手不足といった調査環境の変化を踏まえ、調査員が世帯と面接せずとも、居住確認ができた時点で調査書類を郵便受けにポスティングすることを可能としたほか、調査員が把握する調査事項の廃止やインターネット回答の更なる促進、外国人向けリーフレットの作成などにより、調査員の皆様の負担の軽減を図ってまいりました。また、一部の地域においては、マンション管理会社などに世帯の居住状況を確認した上で、郵送で調査書類を配布できる仕組みを試行的に導入するなど、新たな調査手法の導入も進めてまいりました。次回調査に向けては、この度の御提案や令和7年国勢調査の実施状況も踏まえ、引き続き、時代に即した調査方法について検討を進めてまいりますので、今後とも国勢調査への御支援の程よろしくお願い申し上げます。
7	国勢調査	調査し辛い集合住宅の場合、管理者が調査するのが早いし正確だと思いますので、少なくとも5年後には、そのようにして頂きたい。これで調査員の負担は大幅に軽減されます。	総務省	この度は、集合住宅に関する調査方法について御提案いただき、ありがとうございます。 国勢調査では、平成27年から、共同住宅や社会福祉施設等を管理又は運営する法人等に国勢調査員が 行うこととされている事務を委託することができるよう措置しているところです。 このたびの御提案も踏まえ、今後とも、引き続き、集合住宅の管理法人等への事務の委託などを推進 してまいります。
8	国勢調査	業務の内容を入力後に、「100文字を超えないように」と注意が出てきました 事前に入力箇所に文字数カウントが見えるように「n/100」のような表示 があると助かります。 あとから修正した際にも自分が何文字オーバーしているのか分からず、 じゃあもういいやでガッツリ削ってしまい、実際の業務の内容がかなりお おまかで雑な表記になる場合があるかと思います。	総務省	この度は、国勢調査のインターネット回答に御協力いただき、ありがとうございます。 次回調査に向けては、今回いただいた御提案の内容も踏まえ、より利用しやすいよう改善を図ってまいります。